

広島県告示第六十二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
広島市西区打越町一―八―一〇五	高野満義					
広島市西区打越町一―八―一〇五	高野満義	広島市西区中広町三丁目一番五―五―二二号	株式会社アステル 代表取締役 高野満義	平成二十七年二月三日（金） 午後一時から午後一時三〇分	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館 地下入札室	宅地建物取引業法第六十八条の二第一項の規定に該当する。